

公益社団法人日本歯科衛生士会 第3次生涯研修制度実施要綱

I 生涯研修制度の概要

1 目的

近年、人口の高齢化の進展、医療技術の高度化・多様化および歯科医療ニーズの変化等に伴い、歯科衛生士を取り巻く環境は日々変化している。

歯科衛生士は、国民の歯・口腔の健康づくりを支援し、口腔機能の向上および口腔衛生の向上を担う専門職として、人々の健康と生活の質の向上に貢献することを使命としている。そのため、卒後の継続学習により、生涯を通じて研鑽を積むことは社会的責務である。

本制度は、社会ニーズの変化に応じ、水準の高い業務を実践できる歯科衛生士を育成し、認定することにより歯科衛生業務の質の向上を図り、国民の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 実施主体

日本歯科衛生士会ならびに都道府県歯科衛生士会が主催し、歯科衛生士養成機関、専門学会、関係団体等の協力により実施する。

3 実施対象

歯科衛生士（日本歯科衛生士会会員および会員外を含む）

- ・基本研修の受講者（会員および会員外を対象とする）
- ・特別研修、指定研修（会員および会員外の自己申告による）

4 研修コース

(1) 専門研修

- ・基本研修
- ・特別研修（受講学習、能動学習）
- ・指定研修

(2) 認定研修

・認定分野A

本会生涯研修制度の専門研修（基本研修、特別研修、指定研修）において一定単位を修得し、一定の歯科衛生業務経験を有する者を対象に、医療連携、多職種連携に対応した高度・総合的な業務実践・指導技術の修得を目的として、次の認定研修を一定時間、コース別に実施する。

- ① 生活習慣病予防（特定保健指導）コース
- ② 在宅療養指導（口腔機能管理）コース
- ③ 摂食・嚥下リハビリテーションコース

・認定分野B

特定する専門分野の高度専門技術の修得を目的として、歯科衛生業務に関連する専門学会等の連携協力により、教育研修等の委託が可能な分野、専門学会等の推薦を経て認定する。

5 研修単位および修了基準

各コースの研修単位は、60分を1単位とし、修了に必要な単位の取得は、次のとおりとする。なお、認定研修の受講者基準等の詳細については、認定歯科衛生士制度規則および認定歯科衛生士制度施行細則に定める。

(1) 専門研修

- ① 基本研修（臨床研修コース、リフレッシュコース、特定コース）各15単位
※内、特定コースは平成21年度で終了
- ② 特別研修（受講学習・能動学習） 15単位
- ③ 指定研修 15単位

(2) 認定研修（認定分野A）

- ① 生活習慣病予防（特定保健指導）コース
※厚生労働省が定める食生活改善指導担当者研修に対応 30単位
- ② 在宅療養指導（口腔機能管理）コース 20単位
- ③ 摂食・嚥下リハビリテーションコース 20単位

6 修了証および認定証の交付

専門研修（基本研修、特別研修）において所定の修了基準を達成した会員に対し、研修実績を証するため、本会会長名をもって修了証を交付する。また、認定研修を受講し、認定審査会を経て認定された会員に対して認定分野別に認定証を交付する。

II 生涯研修事業の実施要綱

1 専門研修

(1) 基本研修

① 目的

歯科衛生士の専門性を深め、歯科衛生業務における臨床的・実践的な基本技術を修得するとともに未就業歯科衛生士の就業支援を目的とする。

② 企画、運営

日本歯科衛生士会、都道府県歯科衛生士会

③ 実施主体

都道府県歯科衛生士会主催または共催

※ 他の関係団体等が主催し、都道府県歯科衛生士会が受託、協力、後援等により開催される研修会についても、事前申請がなされた場合は受講単位とする。

④ 名称

日本歯科衛生士会 専門研修（基本研修）

⑤ 研修コース・研修項目

研修コースおよび研修項目	単位数
A 臨床研修コース	15
a 歯周治療の基本技術	
b 摂食・嚥下機能療法の基本技術 (別表1)	
B リフレッシュコース	15
C 最新・歯科診療補助の医療技術	
d 幼児・学齢期歯科保健	
e 成人期歯科保健	
f 高齢者・要介護者歯科保健	
g 医療安全・感染症予防	
h 救急救命処置・心肺蘇生法	
i トピックス・その他	
C 特定コース（平成21年度で終了）	15

⑥ 実施対象者

歯科衛生士（日本歯科衛生士会員および会員外を含む）

⑦ 受講料

実施都道府県歯科衛生士会が定めた料金とする。

⑧ 修了基準

各コースとも15単位以上で修了とする。

※ 第2次生涯研修制度専門研修Iで修得した単位は、平成21年4月以降に4コースの単位を合算し、Bリフレッシュコースの単位に読み替える。

⑨ 基本研修の実施に伴う詳細は、実施要綱細則に定める。

(2) 特別研修

本会が「専門研修－特別研修」に指定した教育研修機関等における教育研修および研修会・学会等への受講・参加による学習を受講学習とし、歯科衛生業務に関連する学会等での研究発表、学会雑誌等の学術論文投稿による主体的学習を能動学習とする。

① 対象および単位

区 分	対象研修	単位 (参加 1回に付)	共 著 共同演者
1 受講学習	① 日本歯科衛生学会学術大会	3	
	② 国立保健医療科学院歯科衛生士研修	3	
	③ 全国歯科衛生士教育協議会研修	3	
	④ 関連学会	3	
	⑤ 国際学会等	3	
	⑥ 本会が主催・共催する研修 (認定研修を除く)	2	
	⑦ その他本会が指定した研修	1	
2 能動学習	① 日本歯科衛生学会学術大会での発表	演者 5	共同演者 2
	② 国際学会等での発表	演者 5	共同演者 2
	③ 関連学会での発表	演者 5	共同演者 2
	④ 日本歯科衛生学会雑誌への論文投稿	著者 10	共著者 3
	⑤ 国際学会等への論文投稿	著者 10	共著者 3
	⑥ 関連学会雑誌等への論文投稿	著者 10	共著者 3
	⑦ 日本歯科衛生学会、関連学会、教育研修機 関等における講演、特別講義等	講師 5	—
	⑧ 日本歯科衛生士会生涯研修制度の 専門研修及び本会が指定した研修における 講義、実習指導等	講師 5	実習指導 2

注) 関連学会は別表 2、国際学会等は別表 5 に定める。

② 申請方法

特別研修－自己学習申請書は、実施要綱細則の様式 6 に定める。

本会所定の「特別研修－自己学習申請書」に日程、プログラムおよび受講証（参加証等（書式指定なし））の写しを添付し、提出する。ただし、申請対象となる期間は、当該年度分とし、毎年度末（3月31日）までに申請する。

なお、学会等に参加し、なおかつ発表した場合は、単位数の多い方を優先することとし、参加と発表の単位を重複しての申請は認められない。また、同一学会における複数演題の単位申請は認められない（1演題のみ）。

③ 特別研修の指定

1 受講学習の対象研修⑦「その他本会が指定した研修」とは、次の要件を満たすものとし、単位認定を希望する教育研修機関、関連学会、歯科関連企業等から申請があった場合は、理事会に諮り、決定する。

- ア 研修内容が、歯科衛生士業務に関連する内容であること。
- イ 1コースまたは1テーマにつき、4時間以上の研修およびセミナー等であること。なお、1コースまたは1テーマにつき、2日以上にわたる研修であっても1単位とする。
- ウ 本会が後援・協力する研修およびセミナー等であること。
- エ 歯科関連企業が主催する場合は、日本歯科衛生士会の賛助会員であること。ただし、本会会員が講師である場合は、この限りではない。

(3) 指定研修

本会が「専門研修－指定研修」に指定した歯科衛生士教育機関等の4年制大学、大学院課程、専攻科および病院等の臨床研修課程等における教育研修。

① 対象および単位

区 分	単 位
1 4年制大学課程修了	1 5
2 大学院（修士・博士）課程修了	1 5
3 専攻科及び病院等の臨床研修課程修了	1 5

② 申請方法

本会所定の「指定研修申請書」に所定の事項を記入し、各課程の修了を示す学位記、修了証明書（書式指定なし）等の写しを添付し、提出する。指定研修申請書は、実施要綱細則の様式7に定める。

③ 指定教育機関等の指定

対象となる歯科衛生士教育機関および臨床施設等の申請に基づき、理事会に諮り、決定する。指定教育機関等は、別表3のとおりである。

2 認定研修

認定研修は、別に定める公益社団法人日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度規則および認定歯科衛生士制度施行細則に基づいて実施する。

(1) 認定分野A

① 目的

歯科衛生業務の特定分野において水準の高い業務を実践できる歯科衛生士を育成し、認定することにより、歯科衛生業務の質の向上をはかり、国民の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的とする。

② 企画、運営

日本歯科衛生士会 認定歯科衛生士委員会

③ 実施主体

日本歯科衛生士会 認定歯科衛生士委員会

④ 名称

日本歯科衛生士会 認定研修

⑤ 認定研修コース

認定1	生活習慣病予防（特定保健指導）コース
認定2	在宅療養指導（口腔機能管理）コース
認定3	摂食・嚥下リハビリテーションコース

※ 認定研修コース別・研修内容および研修時間は、別表4に定める。

⑥ 認定研修受講対象者

日本歯科衛生士会会員であり、専門研修（基本研修、特別研修、指定研修）において30単位以上を修得し、歯科衛生士業務経験3年以上の者。ただし、平成23年3月31日までは、暫定期間とし、認定歯科衛生士制度施行細則に定める受講者暫定基準を満たした者とする。

⑦ 認定更新生涯研修

認定歯科衛生士の資格更新は、認定を受けてから5年以内とし、認定歯科衛生士制度細則に定める所定の認定更新生涯研修により30単位以上を修了するものとする。